

✧ 寄付金に対する税制上の優遇措置について ✧

国や地方公共団体に納めていた税金を自分の意思を反映した寄付という形にして啓明学園をご支援ください

個人の所得税の計算に「控除」は重要な役割を果たします。この「控除」には「税額控除」と「所得控除」の2種類があり、支払うべき税金から直接差し引くことができるのが「税額控除」、税率を乗じる前の所得金額から差し引くことができるのが「所得控除」です。啓明学園へのご寄付は、所得税の「所得控除」または「税額控除」のいずれかを選択いただけます。

さらに、住民税においても啓明学園を条例で寄付金税額控除の対象法人としている東京都・昭島市にお住まいの方は、住民税の「税額控除」の対象になります。

個人でのご寄付 「寄付金控除」を受けることができます

Kさん（昭島市在住 課税所得金額が700万円）の場合

啓明学園に 50,000円寄付	➔	① 所得税【税額控除を選択】 (50,000円 - 2,000円) × 40% = 19,200円	+	② 住民税 【都道府県民税】960円 + 【市区町村税】3,840円 = 4,800円	=	所得税と住民税で (19,200円 + 4,800円 =) 24,000円の減税が可能です
--------------------	---	---	---	---	---	--

啓明学園にご寄付いただいた場合、所得税と住民税を合わせて、最大で寄付金の約50%の減税効果があります。

※ 入学された年の12月末日までは、税法上「学校の入学に関わる寄付金」とみなされ、税制優遇措置（寄付金控除）は受けられませんので、あらかじめご了承ください。

① 所得税の寄付金税額控除と寄付金所得控除（選択）

税額控除は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除と比較してほとんどのご寄付の場合、減税効果が大きくなります。なお、所得税率が高い場合は所得控除を選択したほうが有利になる場合があります。確定申告時に税額控除か所得控除のどちらかを寄付者自身が選択して所得税の控除を受けることができます。

『寄付金税額控除』を選択した場合

$$(年間の寄付金合計額^{*1} - 2,000円) \times 40\% = \text{寄付金控除額}^{*2}$$

→ 所得税額からの控除

例 寄付金が50,000円の場合の減税額：

$$(50,000円 - 2,000円) \times 40\% = \mathbf{19,200円}$$

『寄付金所得控除』を選択した場合

$$(年間の寄付金合計額^{*1} - 2,000円) = \text{寄付金所得控除額}$$

例 寄付金が50,000円（課税される所得金額が700万円の方）の場合の減税額：
約**11,000円**

*1：年間の寄付金合計額が年間総所得金額等の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

*2：寄付金控除額は、所得税額の25%が限度となります。

② 個人住民税の寄付金税額控除 地方自治体の条例により指定された場合に限りです

東京都と昭島市は、啓明学園を「寄付金税額控除対象法人」として現在条例で指定している地方自治体です（条例指定にあたり、自治体内に啓明学園の代表所在地又は設置する学校を有することが主な要件にされています）。

$$(寄付金額^{*3} - 2,000円) \times \text{控除率}^{*4} = \text{住民税の控除額}$$

*3：年間総所得金額等の30%が上限となります。

*4：控除率は都道府県指定は2%、市区町村指定は8%となります。双方指定は10%となります。

⚠ 寄付金控除を受けるためには確定申告が必要です

寄付金控除を受けるためにはサラリーマンの方も確定申告が必要です。

確定申告を受ける
ために必要な書類

- ① 確定申告書 ② 啓明学園発行の領収書 ③ 寄付金控除に係わる証明書 ④ 源泉徴収票（給与所得者の場合）

①は、お近くの税務署で入手することができます。また、国税庁サイト（www.nta.go.jp）の確定申告書等作成コーナーから画面の案内に従い金額を入力して申告書を作成し、郵送で確定申告することもできます。

②は確定申告時にご使用いただけるように1年間（1月～12月）のご入金額をもって発行し、③と併せてお送りいたします。確定申告の期間はご寄付いただいた年の翌年2月16日から3月15日までとなっています。但し還付を受けるための確定申告は翌年1月1日から申告できます。

法人でのご寄付 「損金算入」ができます

- ・「受取者指定寄付制度」…日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付金全額が損金に算入できます。
- ・「特定公益増進法人に対する寄付制度」…一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入できます。

お問い合わせ先

啓明学園事務局募金担当

〒196-0002 東京都昭島市拝島町5丁目11番15号

TEL 042-541-1089（平日9:00～17:00） Homepage <http://www.keimei.ac.jp> E-mail Keimei-bokin@keimei.ac.jp